

## 第2回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

## 1 開催日時

平成16年6月1日（火）午後1時30分から午後4時30分まで

## 2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

## 3 出席者

羽瀧清司委員長，新井一明委員，伊藤誠紀委員，大矢祐輔委員，加藤郁子委員，  
金川五朗委員，久世美由喜委員，下澤悦夫委員，高岡健委員，部田隆夫委員，  
畑良平委員，渡辺かよ子委員，度会さち子委員

（事務担当者）

若山事務局長，坂下首席家裁調査官，小川首席書記官，寺嶋事務局次長，  
天野訟廷管理官，林総務課長

## 4 議事

（1） 委員長あいさつ

（2） 新任委員のあいさつ

新井一明委員，伊藤誠紀委員，部田隆夫委員

（3） 第1回委員会が出された意見に対する報告

ア 家裁の受付関係について

従来，家事の書記官室が狭く，受付が来庁者で一杯になることもあったが，家事書記官室と首席書記官室との間の壁を取り払って，一室化する工事を3月に行った。これによって，従来1箇所しかなかった出入口も2箇所となり，事件の申立てや相談に訪れた来庁者と事件関係者を分けることができ，人の流れもスムーズになった。

さらに，5月下旬には，書記官室の北側出入口のドアをすりガラスのものから透明ガラスのものに取り替えたことにより，書記官室のドアは2箇所とも透明ガラス式のものになり，窓口が明るくなった。

イ 洋式トイレの増設について

調停事件の関係で当事者が利用することの多い本館2階の南側トイレを男女とも洋式トイレに改修した。

ウ 庁舎案内表示について

庁内案内表示の点で、3つほど工夫を行った。

- 1 6箇所の入口に「正面玄関」、「法廷玄関」あるいは「北玄関」等といった玄関表示をすることにより、各玄関にランドマークとしての役割を持たせた。
- 2 各玄関、階段の上り口、下り口、エレベーターの前等、目につくところは、従来からある庁内平面図に加えて、カラー表示の立体的な案内図を掲示した。
- 3 分かりにくいと思われた案内表示は撤去する一方、法廷棟と事務棟別館との渡り廊下等には矢印等のサイン表示を新たに設置する等、案内表示の見直しを行った。

(4) 岐阜家庭裁判所における事件の概況等について

ア 家事事件について（首席書記官）

小川首席書記官から平成15年度における岐阜家庭裁判所の家事審判事件及び家事調停事件の概況等を説明した。

イ 少年事件について（首席家裁調査官）

坂下首席家裁調査官から平成15年度における岐阜家庭裁判所の少年審判事件の概況等を説明した。

(5) ビデオ上映「少年審判～少年の健全な育成のために」

最高裁判所作成の少年審判についての広報用ビデオ（約30分）を上映した。内容は、ある少年が事件を起こし、事件が家庭裁判所に係属して終局するまでの流れを追いながら、テロップやナレーション等によって、少年審判事件の基本的な手続について分かりやすく説明したものである。

(6) 意見交換

テーマ「最近の少年非行の動向について」

委員から、次のような意見が述べられた。

- 家裁は、ケースワーカー的な機能を果たすべきだが、試験観察という制度を、もう少し活用してはどうか。
- 再非行を予防するための親の指導が望めない場合、審判の結果、親の元に戻せないこともある。少年が同じ罪を犯しても、家庭環境が異なることによって処遇が異なることがある。

- 少年事件に付添人が付いていない場合が多いように感ずるが、保護者が保護者としての機能を果たしていない場合が多いので、付添人を制度として保障してはどうか。
  - 裁判所としても、少年非行の防止のためには子ども相談センター等の少年関係機関との連携が必要である。
  - 少年犯罪は、共犯率が高い、容易にエスカレートする、遊びの感覚が多い、等といった特質があるが、警察やP T A、学校等と連携して、子供の環境を整えていく必要があるのではないか。
  - 岐阜県内における平成15年度中の成人を含めた全刑法犯検挙・補導人員5500人弱のうち少年は2000人強であり、約4割が少年犯罪である。
  - 少年犯罪は、金が欲しいという理由のものは少なく、仲間みんなで半分遊び感覚でやっている。初めはスリルを味わうために、万引をやったものが、段々平気になって、車上狙い、侵入等、ひったくり、かつあげ、路上強盗とエスカレートしていく例が多い。
  - 犯罪を犯す少年は、殴ったり、リンチしたりすると、スカッとして気持ちいいと感じている。やり方についても、金を盗る限度を超えて凶悪化している。
  - 少年の親が、たかが万引という考えを持っていて規範意識が薄い場合、少年の非行にも大きく影響するので、地域やP T A等による子どもの居場所づくりが必要である。
  - 少年が犯罪少年になっていかないよう、もっと街頭での補導活動を強化していくべきではないか。
  - 少年事件の精神鑑定は、児童精神医学の専門医が行うのが望ましい。
  - 少年問題については家庭が基本である。少年審判についての広報用ビデオを教育委員会等にも貸し出してもらいたい。
- (7) 次回の意見交換のテーマについて
- ア 「最近の少年非行の動向について」 (今回の続行分)
  - イ 「成年後見制度について」
- (8) 次回期日
- 11月11日 (木) 午後1時30分から開催する。

(9) 本日の議事概要について

委員会終了後，報道機関に公表するとともに，裁判所のホームページにも掲載し公開する。